

令和6年度第1回岩手県公共事業評価専門委員会

(開催日時) 令和6年6月14日(金) 13:30～17:00

(開催場所) トーサイクラシックホール岩手(岩手県民会館) 4階 第2会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 令和6年度専門委員会の開催スケジュール等について

(2) 公共事業の再評価について(15件)

- ・経営体育成基盤整備事業 角川原地区(奥州市)
- ・農村災害対策整備事業 岩手山麓地区(盛岡市、滝沢市)
- ・農村地域防災減災事業 北照井堰(一関市、平泉町)
- ・農村地域防災減災事業 猿ヶ石北部幹線(奥州市)
- ・農道整備事業 上新田一ノ沢(一関市)
- ・林道整備事業 牛伏高德線(宮古市)
- ・林道整備事業 平根線(大船渡市)
- ・林道整備事業 平波沢線(田野畑村)
- ・林道整備事業 鎌峯沢線(陸前高田市)
- ・林道整備事業 鷹ノ巣・鰻沢線(葛巻町)
- ・地域連携道路整備事業(地域密着型)一般県道大川松草線 本町～大広(岩泉町)
- ・地域連携道路整備事業(地域密着型)主要地方道盛岡環状線 滝向(滝沢市)
- ・広域河川改修事業 一級河川北上川(下流) 川崎ほか(盛岡市)
- ・治水施設整備事業 一級河川北上川水系人首川 次丸(奥州市)
- ・総合流域防災事業(地すべり) 一級河川北上川水系 八幡平(八幡平市)

(3) その他

4 閉 会

出席委員

武藤由子専門委員長、石川奈緒副専門委員長、清水真弘委員、谷本真佑委員

松林由里子委員

欠席委員

伊藤幸男委員

1 開 会

○菊池政策企画部政策企画課評価課長 ただいまから令和6年度第1回岩手県公共事業評価専門委員会を開催いたします。

私、事務局を担当しております政策企画部評価課長の菊池でございます。よろしくお願ひいたします。

本日の専門委員会でございますが、委員総数6名中5名の委員に御出席いただいております。

まして、半数に達しておりますことから政策等の評価に関する条例第 13 条第 2 項の規定によりまして会議が成立することを御報告いたします。

2 挨拶

○菊池政策企画部政策企画課評価課長 開会に当たりまして、武藤専門委員長から御挨拶をお願いいたします。

○武藤由子専門委員長 岩手大学の武藤と申します。今年度より委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆さん御存じのとおりですけれども、世界情勢いろいろとよくない方向へなかなか改善しないまま進んでおりますし、また国内の状況であまりいい話は聞こえてこないという状況の中で、岩手県の各担当部局の皆様におかれましては公共事業を円滑に進めるために大変御苦労なされているのではないかなと思っております。今日もいろいろな事情で事業期間が延長になったものなど 15 件ありますけれども、この評価ということで委員の皆様におかれましてはいろいろ判断も難しいこともあるかと思いますが、御意見いろいろいただきながら、不慣れではあるのですけれども、この委員会の役目を果たしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、15 件と多いので、時間どおりに進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○菊池政策企画部政策企画課評価課長 ありがとうございます。

議事に入る前に、念のため資料の確認をさせていただきます。本日の資料でございますが、資料の 1 から 4、あとはこの資料の一番最後のページに参考資料として 1 枚添付させていただいております。配付漏れ等ございましたらお申し付けください。また、委員の皆様にはお手元に青いファイル、こちらをお配りしておりますが、基礎資料として条例等の資料ですので、必要に応じて御覧になっていただければと思います。

本日の審議内容でございますが、次第でございますとおりの議事（1）が本年度のスケジュール、議事（2）が再評価諮問審議、こちらが 15 件、議事（3）としてその他となっております。先ほど委員長からもお話あったとおり、今日は件数が多いので、スムーズな説明に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議事の進行につきましては、条例第 12 条第 2 項の規定によりまして、委員長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

3 議事

（1）令和 6 年度専門委員会の開催スケジュール等について

○武藤由子専門委員長 それでは、議事（1）、令和 6 年度専門委員会の開催スケジュール等についてに入りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

〔資料 No. 1 に基づき説明〕

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

事務局から説明がありました内容について御質問、御意見ございますでしょうか。よろ

しいでしょうか

「なし」の声

(2) 公共事業の再評価について (15 件)

○武藤由子専門委員長 続きまして、議事(2)、公共事業の再評価について審議に入りたいと思います。

それでは、事務局から評価結果等について御説明をお願いします。

〔資料No.2及び資料No.3に基づき説明〕

○武藤由子専門委員長 それでは、先ほど事務局から説明がありましたように今年度は15件の審議を行うということで、時間的制約がある中で適切かつ詳細な審議を行うため、第1回委員会において全地区の概要を聴取した上で、これまで用いてきた基準を参考に詳細審議を行う事業を選定することが適当ではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

それでは、個別の事業の説明を受ける前に詳細審議案件を抽出する手順について事務局から説明をお願いします。

〔参考資料に基づき説明〕

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

それでは、今の結果を踏まえ、今回諮問された事業において、個別に説明をお聞きしていきたいと思います。

なお、委員の皆さんには事業の説明を聞いて、さらに詳細審議が必要な事業があれば加えたいと思いますし、逆に先ほどの基準には該当していたが、その理由が明確であり、詳細な審議を要しないものもあるかと思しますので、忌憚のない御意見をいただきたいと思えます。一通り説明が終わった後で詳細審議案件を決めたいと思えます。

事務局よろしいでしょうか。

○兼平政策企画部政策企画課主任主査 はい、よろしく願いいたします。各事業の評価結果につきましては、評価調書に基づき事業担当課から評価地区ごとに評価結果の概要を説明させていただきます。

○武藤由子専門委員長 それでは、評価結果の概要説明と質疑に入りたいと思いますが、概要説明については同一事業を一括で説明していただいた後、各地区ごとに質疑する流れで進めてまいりたいと思えます。一覧表の順番どおり、農業農村整備事業5件、林道整備事業5件、道路事業2件、河川事業2件、砂防事業1件の順で進めていきたいと思えます。

審議案件が15件と多くなっておりますので、各事業について概要説明を4分、質疑応答6分といたしますので、御留意いただきたいと思います。

なお、林道整備事業の質疑終了後、5分程度休憩を予定しています。

- ・ 経営体育成基盤整備事業 角川原地区（奥州市）
- ・ 農村災害対策整備事業 岩手山麓地区（盛岡市、滝沢市）
- ・ 農村地域防災減災事業 北照井堰（一関市、平泉町）
- ・ 農村地域防災減災事業 猿ヶ石北部幹線（奥州市）
- ・ 農道整備事業 上新田一ノ沢（一関市）

○武藤由子専門委員長 それでは、農業農村整備事業5件の評価結果の概要説明をお願いします。

〔資料No.4に基づき説明〕

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

全て5件説明していただきましたので、質疑応答に入りたいと思います。

順番にいきますけれども、経営体育成基盤整備事業の角川原地区について御質問ございますでしょうか。

はい。

○石川奈緒副専門委員長 9ページ目の事業費のところなのですが、財源が国庫と県と、あと「他」というのがあるのですが、「他」というのは何があるのか教えてくださいいただけますか。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 財源ですね、内訳ですが、市町村、ここは奥州市ですね、奥州市と、あとは地元負担ということで受益者負担がございまして。

○石川奈緒副専門委員長 その部分は増えるのですか。増えたりというか、増減はするのですか、評価のとき。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 そうですね、総事業費が増えていますので、増加します。

○石川奈緒副専門委員長 受益者も増えると。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 はい、割合がございまして、国55、県30、市町村10、残りの5が受益者負担ということになります。

○石川奈緒副専門委員長 分かりました。ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかによろしいですか、ございますでしょうか。

1つ私からお伺いしたいのですけれども、費用便益分析のところなのですが、事前に教えていただいているのですけれども、便益項目で営農経費の節減効果と維持管理費の節減効果というのがあります。今回この事業ですと維持管理費の節減効果がマイナスになっておりまして、これについては施設規模が大きくなったので、維持管理に係る費用が増えていて、便益項目にはあるのですけれども、マイナスになるということを御説明いただいております。

もう一つ、その1個上の営農経費の節減効果のほうについては、用水路を造るとなると、なかったときと比較してその管理費用がかかるので、マイナスになることがあるというお話をお伺いして、今回農業農村整備事業5件ありますけれども、今回審議対象となっている「農業農村整備事業」5件のうち、「営農経費節減効果」については、本事業のようにプラス（正）の便益となる場合とマイナス（負）の便益となる場合があるが、どのような考え方になるでしょうか。

また、「維持管理費節減効果」については5件ともマイナス（負）の便益だが考え方はどうでしょうか。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 営農経費節減効果でございますが、圃場整備の場合は従前の区画、水田の面積が小さいものですから、それを整備して大きくするというので、機械作業が可能となり、それに基づいて算定してございますので、営農経費については従前の経費よりも少なく済むということでプラスの便益となっております。

○武藤由子専門委員長 この地区についてはそういうことで、御説明すごく納得できるのですけれども、この地区だけではないほかの話にもなってしまうんですが、ほかの地区がマイナスになってくるというのはどうなのかなと思っていて。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 今の角川原地区というのは圃場整備の地区になりますし、先ほどお話ししました農道の地区は、工種が少し違うものですから、効果の算定の体系も少し変わってきます。農道の場合ですと、営農に係る走行経費節減に当たるものが、営農に係る走行経費節減というものになります。これも同じ理由で、道路が狭かったものが、道路を広げることで大型の農業機械が入って通行できるようになることから、その分の経費が節減できるというものです。

○武藤由子専門委員長 こちらもプラスの便益ですね。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 はい、プラスの方向です。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 一方で、用水路の整備事業においては、整備する用水路の維持管理費が新たに発生することからマイナスの便益が見込まれることとなります。

「維持管理費節減効果」については、整備する施設周辺の草刈りなどの経費であり、基本的にマイナスの便益が見込まれることとなります。

○武藤由子専門委員長 とりあえずこの地区については、ありがとうございました。
ほかに御質問ありますか。

「なし」の声

○武藤由子専門委員長 では、次に移ってもよろしいですね。
では、2件目の農村災害対策整備事業の岩手山麓地区についてはいかがでしょうか。
はい。

○谷本真佑委員 費用便益分析のところで、先ほどとちょっと質問が関連するかもしれないのですが、この岩手山麓の事業につきましては、新しく造るのではなくて補修するという事業で費用便益分析をされているかと思うのですが、この事業が行われなかった場合と行った場合というものの比較の考え方について、これは事業が行われなかった場合というのは、現状補修されていない状況でも例えば便益項目の作物生産効果というのがある程度出ているかと思うのですが、それが改修されることによって、さらにその効果が出るというような考えになるのでしょうか、それともさっきも少しお話がありましたけれども、補修されないともう水路が使えなくなってしまうから、もう水路がないものとして考えたときと補修されて使えるという状況で出てくる便益との差引きというような考え方になるのでしょうか。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 用水路が老朽化等により使えなくなり、用水が供給できないために作付けなどを行うことができない状況との比較となり、用水路を補修した後の状況との差引きの値となります。

○谷本真佑委員 ありがとうございます。
そうしますと、作物生産効果が事業着手時の2倍ぐらい増えているのですが、この要因というのは何なのでしょうか。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 こちらにつきましては、事業着手時の基準年（H25）から、今回の再評価時の基準年（R5）に変更となったこと、一反（約10アール）当たりの収穫量の算定基準が見直しとなったことが主な理由となります。

○谷本真佑委員 となりますと、現在の基準年令和5年度の単価でもう一回平成25年を出し直すと、また値が変わってくるというふうな理解でよろしいですか。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 そのとおりです。

○**谷本真佑委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**武藤由子専門委員長** あとはよろしいでしょうか。
松林委員さんお願いします。

○**松林由里子委員** 費用便益分析の表を拝見して、洪水調節機能効果という項目があるのですが、調節機能というのがどの辺りに効果としてあるのかというところを教えてください。また、事業着手時にはこれがなかったけれども、機能として追加されたのかどうかというところを教えてください。

○**木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長** こちらの効果判定というのは、先ほど図面にありましたとおり、岩洞ダムからこちらの県営の末端の水路のところまで全てにおいての効果を算出する形になっております。

令和2年5月29日に北上川上流の治水協定が締結され、洪水調節の可能容量を持つ岩洞ダムが含まれることになり、事業着手時には算定できなかった「洪水調節機能効果」を算定することが可能となったものです。

○**松林由里子委員** ありがとうございます。

その協定が結ばれたので、効果としてこちらに載せることができるようになったということですね。

○**木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長** そのとおりです。

○**武藤由子専門委員長** あとはよろしいでしょうか。
はい。

○**石川奈緒副専門委員長** 18ページの地図ですけれども、青いところは国の事業だというお話だったのですが、そちらの期間がどのぐらいなのか、いつからいつまでで終了するのか教えてください。

○**木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長** 国の事業期間は、令和9年度までとなっています。県事業より国事業の工事が先行することになっており、本事業は国事業の終了後、令和10年度までの期間となっています。

○**石川奈緒副専門委員長** 県事業の終了前には、国のほうは終わっているということですね。

○**木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長** はい、そうです。

○石川奈緒副専門委員長 はい、ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 はい。

○清水真弘委員 ほかの事業もそうなのですから、事業に関する評価指標の推移というところの同意率が事業着手時から再評価のところで減っています。アンケートの取り方など、同意の確認方法が異なっているということだったのでしょうか。

○嵯峨農村建設課主任主査 本事業や類似事業の着手時において、土地改良法で同意徴集手続きを行う必要がありますが、この手続きが事前評価のタイミングに合わないので、土地改良区と受益者団体との合意をもって100%に近い同意率の評価としております。今回の再評価に当たり、改めて受益者の方々に個別に確認を行い、その結果を同意率として記載しているものです。

○武藤由子専門委員長 アンケートの対象者が違うというよりは、聞き方、取りまとめた人が違うという感じなのですね。間に土地改良区が入っているか、直接聞いたかという違いだと思います。

ほかにございますでしょうか。

「なし」の声

○武藤由子専門委員長 それでは、次に進みたいと思います。農村地域防災減災事業の北照井堰で御質問ありますでしょうか。

1つお伺いします。最初は、石積みの計画にされていたということでしたけれども、最初石積みにされていた理由をお伺いしていいですか

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 本事業は平泉町内で実施している事業であり、周辺の景観や環境への配慮から石積水路の積み直しを選択いたしました。

○武藤由子専門委員長 この事業に関する評価指標の推移で、同意率のところですが、これは大きく下がっておりますが、石積みでなくしたことに對する評価は何が反映されたのでしょうか。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 工法の変更により事業費が大幅に増加しており、受益者の負担額が増加したことが同意率低下の要因と考えております。

○武藤由子専門委員長 石積みコンクリートにしたことで事業費が上がってしまったということですね。

ほかに御質問。

松林さんお願いします。

○松林由里子委員 事前に質問を送らせていただいたのですが、今回の質問として適切かどうか分からないのですが、開水路を使われるというか、開水路で整備される区間があると思っております。開水路、開渠と暗渠があるかと思いますが、場所によってはほかの場所は管路だったり、開渠、暗渠だったりするかと思うのですが、防災の面とか、あとは水の管理の面でも、あとは枝葉が落ちるとか、そういう管理の面でも暗渠のほうが、蓋がけのほうがよいような気がするのですが、その辺りの考え方を教えていただきたいと思っております。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 事前に御質問いただいております。本事業の機能として、農地へ用水を供給する機能に加え、周辺から排水を受けて下流に流す機能も兼ねており。周辺からの排水を受けるために、上が開いた状態の開渠を選択したものです。

一方、猿ヶ石北部という 26 ページの水路なのですが、こちらについてはもともと排水が入らないので、用水だけが流れるものにつきましては委員おっしゃられたとおり、落ち葉などが入るので、暗渠にしているということでございます。

また、流量の計算は、用水と排水両方の流量を合わせても問題がないように行っており、落下防止についても必要な箇所にはガードレールを設置する等の対策を行っております。

○松林由里子委員 ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 それでは、よろしいでしょうか。

「なし」の声

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

それでは、次に進みたいと思っております。次が農村地域防災整備事業の猿ヶ石川北部幹線について御質問ありますでしょうか。

はい。

○石川奈緒副専門委員長 27 ページの評価指標の推移のところでは受益面積と被害想定額が減っている理由を教えてください。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 「受益面積」と「被害想定額」は、いずれも総事業費で割って評点を算出しております。対象とする事業の面積に変更はありませんが、分母の総事業費が事業着手時と比較して増加となっていることに伴い、「受益面積」と「被害想定額」が減少しているものです。

○石川奈緒副専門委員長 実際に流域面積が減るわけではないということなのですね。

○木村農林水産部農村建設課技術主幹兼水利整備・管理担当課長 そうですね。受益面積割る事業費という形になっていますので、分母が大きくなると評点が下がるという仕組みです。

○石川奈緒副専門委員長 分かりました。ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

「なし」の声

○武藤由子専門委員長 それでは5つ目ですが、農道整備事業の上新田一ノ沢について御質問でございますでしょうか。
どうぞ。

○石川奈緒副専門委員長 遅延の理由のところ、法面保護工を種子散布工から植生マット法に工法を変更した理由について、土質調査の結果ということなのですけれども、もう少し詳しく教えていただけますか。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 当初の想定では、種子散布工で施工できると考えましたが、実際の工事の際に詳細に土壌を確認したところ、硬度などの観点からよりふさわしい植生マット等に変更したものです。種子散布工では種子及び養生材が流れやすい法面であったため、シート状に種子と肥料が一緒になっている、植生マット等で施工する必要があると判断いたしました。

○石川奈緒副専門委員長 植生マットのほうがいいというような土質だったというお話ではないのですか。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 そのとおりです。植生マットは、肥料分とかがついている植生のシートです。種子と肥料分が一緒になったものということになります。種子散布というのは、言ってみれば種をまくというか、ある一定の養生材とかはございますが、雨が降るとすぐ種子が流れてしまうということがあり、植生マットに工法変更したということです。

○石川奈緒副専門委員長 分かりました。ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 はい。

○谷本真佑委員 35 ページの費用便益分析のところの営農に係る走行経費節減なのです

けれども、聞き漏らしがあったら申し訳ないのですが、事業そのものとしては拡幅して舗装するというのは変わらないのかなと思うのですが、ここが倍以上に増えているのは一体どういう理由で増えたのか教えていただけませんか。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 基準年が平成 26 年から令和 5 年になり、便益計算に用いる単価が増加していること、事業期間の延長により便益を算定できる期間が長くなったこと、畜産物の流通量の増加など周辺の様子が変化していることなど複数の要因によって増加しております。

○谷本真佑委員 今の説明でおおよそ納得はできました。ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかに。
はい。

○石川奈緒副専門委員長 35 ページの環境配慮のところなのですが、再生資材、再生アスファルトを使用して、これは要する経費が計上されていますけれども、そのちょっと前に排出ガス規制対策型建設機械の使用による大気汚染防止と書いてありますけれども、この部分については何か費用を計上しているのでしょうか。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 発注する際の仕様書に記載して求めています。経費については、排出ガス対策の機能を求めているので高くはなっていると考えております。なお、近年は、排出ガス規制対策型建設機械の使用が標準的になってきているものです。

○石川奈緒副専門委員長 ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかにございますでしょうか。
松林さんお願いします。

○松林由里子委員 費用便益分析の一般交通等経費節減という項目があるのですが、営農にかかわらず生活のためにこちらの道路を使う方がいらっしゃるって、というような意味でよいか教えていただきたいと思います。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 営農に関わらない交通について増加することを前提に計算しているものになります。一般農業機械ではなく、という意味でございます。

○松林由里子委員 いわゆる農道というか、舗装されていない状態であれば一般の車というのは通りづらいものだと思うのですが、舗装されて幅が広がるとそこを使いたくなる。自分でもそう思うだろうと思うのですが、それで交通量が増えたりするのかなんていう

ことを想像してしまいまして、その辺りも含めて検討されているということなのですね。

○中村農林水産部農村建設課技術主幹兼農地整備担当課長 はい、そのとおりで。全体の交通の中で、一般交通の割合がこれくらいだろうという想定の下で算定しています。

○武藤由子専門委員長 ほかによろしいでしょうか。

「なし」の声

○武藤由子専門委員長 これで5件の質疑応答までいったのですけれども、最後にやはりさきほどの費用便益分析のところなのですが、特に農業農村整備事業については費用便益分析の表がちょっと見づらいとか、分かりづらいなという印象を持っています。といいますのも事業概要のところ、必ず整備によって得られる効果というところがあって、例えばよく出てくる文言として用水の安定供給と用水管理の省力化を図るということで、この事業の目的が示されていて、その事業の効果に当たりそうな部分が費用便益分析の表の便益のどこに出ていたのかなというふうに見るのですが、それらしきところの項目はマイナスになっている。ですので、事業の目的のところですね、得たいという効果か何か便益としてもうちょっと見やすくなるといいかなと思っておりました。意見でした。

ほかに大丈夫ですかね、農業農村整備事業のほうの質疑応答を終わらせていただいても。

「はい」の声

○武藤由子専門委員長 それでは、この5件は終わりにしたいと思います。

- ・林道整備事業 牛伏高德線（宮古市）
- ・林道整備事業 平根線（大船渡市）
- ・林道整備事業 平波沢線（田野畑村）
- ・林道整備事業 鎌峯沢線（陸前高田市）
- ・林道整備事業 鷹ノ巣・鰻沢線（葛巻町）

○武藤由子専門委員長 では、続きまして林道整備事業5件の評価結果の概要説明をお願いします。

〔資料No.4に基づき説明〕

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

御説明が終わりましたので、質疑応答に入りたいと思います。

まず、林道整備事業の牛伏高德線について御質問ありますでしょうか。

お願いします。

○清水真弘委員 初めの計画が平成22年から29年と7年ありました。現在では用地利用の承諾も終わって、計画の見直しも終わって、あとは工事完了まで事業をするという段階

だと思うのですけれども、当初の計画よりも全体期間が長い、それでもあと残り 10 年となっているのは、主な理由というのはどういったところにあるのでしょうか。

○栗田農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 林道整備事業の特殊性ということをございます。山に分け入り急傾斜地での作業になることが多く、現場にも起点、終点からしか向かうことができませんので、遅延することが多くなります。加えて、国からの予算も多い時の 2 割くらいに減少している中で、物価高による資機材価格の高騰、事業者を支払う諸経費の改訂などがありまして各年度の進捗が遅れていくことから、これらの要因を見込んで延長の工事期間を計画したものです。

○清水真弘委員 主に計画の変更した計画と予算の関係と、当初の計画よりも長い工事期間を要することが確定したという、そういう状況ですね。

○栗田農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 そういうことです。

○武藤由子専門委員長 ほかにございますでしょうか。
はい、お願いします。

○石川奈緒副専門委員長 令和元年度に設計勾配等を定めた林道規程が改正となり、見直しがあったということなのですけれども、具体的にどういったところを改正したのかというのを簡単に御説明いただければと思います。

○栗田農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 トラックなどの林道使用者から、勾配がきつくて登れない、幅員が狭く危ないといった声があり、令和元年度に「ドライバーズファースト」で林道整備を進めていこうという考え方で、勾配を緩やかにする、カーブでの道幅を拡幅する、などの規格が定められたものです。
今回、本路線では工事着手前に規定が改正されたため、計画を見直したところです。

○石川奈緒副専門委員長 分かりました。ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかにございますか。
松林委員。

○松林由里子委員 全体を通してすごく基本的なことで伺いたいのですが、今まさに 51 年生以上の成熟した林分の面積の割合が増加しているということで、出荷しているところかなと想像しているのですが、これは林道の整備の期間が延びることで、今も出荷をして林道の整備が遅れると、本来林道を使って出荷できるはずだったものが、林道の効果を十分に受益できないというのか、そのような可能性はあるのでしょうか。

○栗田農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 木は、51 年経ったらす

ぐ出荷に適さなくなるわけではなく、また、その土地の条件の違いや個体差もございます。一方で、林道が整備されないと何もできないので、森林の有する多面的機能を効果的に発揮するために、多少時間がかかってもしっかりと整備していくことが必要と考えております。

○武藤由子専門委員長 ほかにございますでしょうか。

「なし」の声

○武藤由子専門委員長 それでは、次にいきたいと思います。林道整備事業の平根線について御質問ございますでしょうか。

松林さんお願いします。

○松林由里子委員 その後クマタカはどうなっているかというのと、これはクマタカが居続ける限りは配慮を続けるということになりますでしょうか。

○栗田農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 毎年度、繁殖行動や、子育ての状況などについて、コンサルタント会社に委託して調査を行っています。調査結果により、秋口から長ければ6月まで工事できない場合もありますが、有識者からアドバイスをいただいているべく影響が出ない時期に発注して工事を進めております。

○松林由里子委員 クマタカの都合で、今後も遅延が起きる可能性はありますか。

○栗田農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 それはあり得るかとは思っております。なるべくそうならないよう、有識者と相談しながら調整を行って工事していくこととしております。

○武藤由子専門委員長 ほかにございますでしょうか。

石川さんお願いします。

○石川奈緒副専門委員長 今の質問に関連して、コンサルタント分の費用というのは事業費の中に含まれているのですか。

○栗田農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長 今回の事業費に含まれております。

○石川奈緒副専門委員長 分かりました。

あともう一つ、43ページの事業計画の変更の有無及び内容の表で補償費というのがありますが、この補償費というのとは何か教えてください。

○**栗田農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 林道を通すときに木を切っていきますので、その立木の補償をしており、その費用となっております。

○**石川奈緒副専門委員長** そうすると、変更後は切る木が減ったということですか。

○**横田農林水産部森林保全課主任** 実際に工事に入る前には一本一本の立木を調査して詳細な補償額を確定することから、当初計画の想定補償額から変更となることがあるものでありまして、今回は当初の見込より減額となったものです。

○**石川奈緒副専門委員長** 分かりました。変更前のほうは、想定される額で計上していて、変更後のほうはしっかり計算、算出された値になっているということですね。

○**横田農林水産部森林保全課主任** そのとおりです。

○**石川奈緒副専門委員長** 分かりました。ありがとうございます。

○**武藤由子専門委員長** ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

「なし」の声

○**武藤由子専門委員長** それでは、続きまして林道整備事業の平波沢線について御質問ございますか。

お願いします。

○**谷本真佑委員** 今の平波沢線と、1つ前の平根線と、最初に説明のあった牛伏高德線のこの3つに共通してお伺いしたいのですけれども、51ページ代替案立案の可能性のところで、この3路線いずれも別の路線同士をつなぐ連絡路線であり、大規模災害時に迂回路として機能を有するという文言が書かれていると思うのですが、こちらは道路を造ろうとしている市町村から代替路になり得るから早く整備してくれというような要望があったということでしょうか、というのが1点目。

もう1点がこのような迂回路としての機能を有するために、例えば林道ですので、結構高いところを通るかと思うのですが、こういうところは例えば岩泉の台風10号のように大雨で土砂災害ということも考えられると思うのですが、そういった対策をしているというような理解でよろしいでしょうか。

○**栗田農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 1点目について、3路線すべてで市町村から災害時の代替路線整備としての要望があったかは確認しておりませんが、平根線については、大船渡市において災害時の代替路線として計画されていたと記憶しております。

2点目について、林道整備の規定において、急傾斜地においても通常の雨では災害が起

きないような整備をしてございます。

○**谷本真佑委員** 分かりました。先ほどの市町村の要望というところもこの調書に書いていただくと、より重要度が増すのかなと思うので、質問しました。ありがとうございます。

○**武藤由子専門委員長** ほかにございますでしょうか。

「なし」の声

○**武藤由子専門委員長** それでは、次にいきたいと思います。林道整備事業の鎌峯沢線についてはいかがでしょうか。

どうぞ。

○**松林由里子委員** 事業の内容というよりは、最初の 53 ページの事業の進捗状況のイ、未着工及び工事遅延等の理由並びに解決の見通しの理由 3 番目の「終点側において、大雨や融雪等による法面崩壊が発生し」という項目についてなのですが、こちらは大雨や融雪ということは、複数回同じ場所で法面崩壊が発生したということになりますでしょうか。

○**栗田農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** そのとおりです。その場所で特段の災害雨量などがあったわけではなく、恐らく地質によるものと考えられますが、切土面を掘削しているうちに何度か崩壊があり、その後大きな崩壊が起きました。このため、調査をして手当をしないとその先の工事を進めることができなかつたものです。

○**松林由里子委員** ありがとうございます。こちらでは、当初予定していなかった手当てといえますか、何か対策はされて、その分も多少は費用の増加につながっているのでしょうか。

○**栗田農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 林道整備では通常用いることのない、法枠やロックボルトによる工法を用いたと記憶しており、その分の事業費が増額となっています。

○**松林由里子委員** すみません、言い方がよく分からないのですが。調査不足ということではないのですね。

○**栗田農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 調査不足ということではないです。

○**松林由里子委員** ありがとうございます。

○**武藤由子専門委員長** そうしますと、その場所については法面崩壊しないよう対策した

ということで、安全になったと考えて良いでしょうか。

○**栗田農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** はい、そのとおりです。

○**武藤由子専門委員長** ほかにございますでしょうか。それでは、いいですね。

「なし」の声

○**武藤由子専門委員長** では、最後にいきたいと思います。林道整備事業の鷹ノ巣・鰻沢線について御質問ございますでしょうか。

当初かなり事業が遅れたという説明について、事前に質問し、事業の概要説明において追加で説明をお願いしてございまして、平成 23 年の東日本大震災の復興業務や平成 28 年の台風被害の復興業務が優先され、入札の不調が続いたとの説明があったものと思います。

同じ時期に始まるほかの事業に比べて、特にどこが負担を強いられたというような状況になっているのでしょうか。

○**栗田農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 事業の対象地区において近接に工事業者が少なく、工事業者にとって現場までの移動に時間がかかる場合が多いことに加え、タイミングとして東日本大震災や台風被害があったため、林道事業は後に回され、工事業者が災害の復旧工事を優先したということが事業遅延の主な理由と考えております。

○**武藤由子専門委員長** もともと事業費が大きいということの影響はありませんか。

○**栗田農林水産部森林保全課技術主幹兼保全・治山林道担当課長** 事業費の規模がそれほど影響したとは考えておりません。事業費は単年度で行わなければならないものですし、林道も 1 億円を超えると事業の繰越しは当たり前ということもあり、事業規模が大きいため工事が進むというわけではないと考えております。

○**武藤由子専門委員長** もう一回事業費に関連してですけれども、再評価時から今回は事業費が増えていませんけれども、これは物価高の影響とかは考慮しなくても大丈夫なのでしょうか。

○**横田農林水産部森林保全課主任** 物価高の影響について、他の路線と同様の条件でございます。本路線については国道のすぐ近くから始まる工事で現場の条件が良かったことがあり、入札執行残が比較的多かったものです。今回、結果として物価高等による増加分と執行残分が相殺されて、事業費の増減がゼロとなりました。

今後について、社会情勢を注視して単価の増減を確認しながら、毎年度確認、見直しを行っていきたいと考えております。

○武藤由子専門委員長 ほかにございませんでしょうか。

○石川奈緒副専門委員長 60 ページの環境配慮のところ希少種の生態系により移植は困難だからルートを変更したということなのですが、これは設計を変更したということだと思いますけれども、工事費、事業費の増は特になかったのでしょうか。

○横田農林水産部森林保全課主任 こちらは、前回評価時令和元年度ですね、このときもまた同様の記載をさせていただいていたのですけれども、そのときに増えた分の事業費は計上していたところですか。

○石川奈緒副専門委員長 それであれば、58 ページのほうの事業計画の変更の有無及び内容のところの費用も変更前の工事費といいますか、ここに全部入っているということなのですかね。

○横田農林水産部森林保全課主任 そのとおりです。

○石川奈緒副専門委員長 分かりました。そうすると、先ほど補償費のところのお話をお伺いしましたけれども、この変更前の 80 というのは既にルート変更してから計算された値ということなのですかね。

○横田農林水産部森林保全課主任 はい、そうなります。

○石川奈緒副専門委員長 分かりました。ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかにございますでしょうか。

便益項目のところ、森林整備経費縮減等便益が 1 回真ん中の列のところ下がって、また増えているという点と、あと災害等縮減便益が今回かなり大きくなっているという点ですね、あとその他の便益なんかは逆に 1 桁小さくなっている。結構値が大きく変わっているのですけれども、どのような影響があるのか教えていただけますか。

○横田農林水産部森林保全課主任 まず「森林整備経費縮減便益」について、再評価時に下がっている理由は平成 27 年に林道の評価が大きく変わったため、その当時の算定で下がったものであり、今回上がった理由は、算定する単価が上昇したためです。

「災害等縮減便益」も同様に、平成 27 年度の評価方法の変更時に上がり、今回の評価時においても算定する単価が上昇したために上がったものです。

「その他便益」については、道路の維持管理に関するもので「維持管理等縮減便益」を見ており、転石などが思ったより少なかったために下がっているものです。

○武藤由子専門委員長 ほかにございますか。

はい。

○石川奈緒副専門委員長 「その他便益」が下がっているのは、維持管理経費が減ったという意味合いでしょうか。「費用項目」の全体事業費に「※維持管理費等含む」とあり、すみ分けが理解できていないのですが。

○武藤由子専門委員長 また詳細審議の事業を選ぶことになりますので、本事業が詳細審議地区となりましたら、次回以降にご説明いただくこととしてよろしいですか。

○石川奈緒副専門委員長 今すぐではないということですね、それでよいです。

○武藤由子専門委員長 すみません。

それでは、林道のところを終わりたいと思います。

ちょっとだけ時間が押しておりますけれども、5分休憩取りたいと思います。35分ちょっと過ぎましたので、42分ぐらいから再開したいと思います。お願いします。

[休憩]

○武藤由子専門委員長 それでは、再開させていただいてもよろしいでしょうか。

- ・地域連携道路整備事業（地域密着型）一般県道大川松草線 本町～大広（岩泉町）
- ・地域連携道路整備事業（地域密着型）主要地方道盛岡環状線 滝向（滝沢市）

○武藤由子専門委員長 続きまして、道路事業2件の評価結果の概要説明をお願いします。

〔資料No.4に基づき説明〕

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入りたいと思います。

まず、一般県道の大川松草線について質問ございますでしょうか。

○谷本真佑委員 2点ちょっとお伺いしたいと思います。

1点目が65ページの費用便益分析のところの便益項目のその他便益、拡張便益のところ为上の主要3便益を上回る便益となっておりますけれども、これはどのような便益を計上したのかを教えてくださいというのが1点目になります。

2点目がこの道路の使われ方なのですけれども、67ページに出していただいた地図を見ますと、拡大図を見るとこの近くに家屋があって、この辺りに住んでいらっしゃる方がこの道路を使うのかなと思うのですけれども、一方で位置図を見ますと大川から門馬の辺りをつなぐ道路ということで、比較的距離の長い交通も通る可能性があるのかなというようにこの地図見て思ったのですけれども、実際にはこの道路はどのような使われ方をしているのかというのを教えていただければと思います。

○山野目県土整備部道路建設課整備担当課長 1点目の拡張便益について、現在、岩手県

の特性や地域性を考慮して6つの拡張便益を設定しております。今回はこのうち3つを採用しており、1つ目が救急救命率向上便益、2つ目が走行不安解消便益、3つ目が大型車すれ違い困難箇所の解消便益、となっています。前回評価時においては、現在の拡張便益と別の考え方で設定しており、項目も2項目のみであったことが、便益が増加した理由の一つとなっています。

2点目の路線の使われ方について、この路線は大川地区、釜津田地区集落の約300世帯、約600人の生活道路となっています。林業も盛んで木材関係の運搬車が頻繁に走行しており、小中学校のスクールバスも通っております。

○谷本真佑委員 ありがとうございます。先ほどの話で、林業の車両が通るといふふうなお話がありましたけれども、これがあるから先ほど御説明いただいた拡張便益の中の大型車すれ違いというところを計上したというような理解でよろしいでしょうか。

○山野目県土整備部道路建設課整備担当課長 はい、それでよろしいかと思えます。

○谷本真佑委員 ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかにございますでしょうか。

○石川奈緒副専門委員長 私も2点あるのですけれども、工法を変更したというお話がありました。もう少し詳しく教えていただけますか。どのようなことがあって、どういう工法に変更したのかという点についてです。

○山野目県土整備部道路建設課整備担当課長 今回の工法変更については、法面对策工法というところで工法変更を行っております。当初の法面工法に関しては、掘削のみで安定した切土勾配を確保すればよいというふうに考えておりました。その後、当初というのはあくまでも事業化前でございまして、事業化後に詳細設計に入らせていただきました。そのときにはボーリング調査等も行いまして、そのときに法枠工、鉄筋挿入工ということで事業を進めておりました。令和2年度に、実際にその現場を工事しようと掘削したときに、現地の想定していた岩が出てこなかったということで、今正面のスクリーンのほうにお示ししていますが、左上が変更前ということで、前回の再評価時ではこのような形で法面工を、法枠とあと鉄筋挿入工を想定して施工する予定にしておりました。しかし、紫色が想定している岩でございましたが、実際掘削に入ったところ、その岩が出てこなかったということで、改めてボーリング調査をしましたら、右側の変更後の横断図を見ていただきたいのですが、紫色の位置が岩、ここはちょっと濃い紫色のところになりますが、ここが想定した岩ということで、この深い位置に岩が出てきたということ踏まえまして、法面工の法枠に関しまして、グラウンドアンカー工に修正設計することで、事業費が増額となったということになります。

○石川奈緒副専門委員長 ありがとうございます。よく分かりました。

あともう一つなのですけれども、65 ページの環境配慮のところでは再生アスファルトのところでは4,400万円ぐらい、これは計上されている部分ということですよ。

○**山野目県土整備部道路建設課整備担当課長** はい、そうでございます。

○**石川奈緒副専門委員長** 66 ページ、次のページのところではコスト削減対策の実施状況ということで再生アスファルト、コスト削減が600万円ぐらいあるのですけれども、どういうふうに考えたらいいますか、600万円削減されて65 ページのほうの2,300万円ぐらいになっているという理解でよろしいでしょうか。

○**山野目県土整備部道路建設課整備担当課長** こちらに関しては、再生アスファルト合材を使えば4,400万円という記載をしております、もしこれを普通アスファルトを使えば5,000万円ぐらいの費用がかかるということで、その差額を66 ページのほうに記載させていただいているということでございます。

○**石川奈緒副専門委員長** 分かりました。これはいつもこういうふうに記載はしてあるのですけれども、少々わかりにくいので、プラスになっているところとマイナスになっているところがあるので、どうすればいいかという案は出ないのですけれども、もう少しわかりやすいような記載を考えていただけたらと思います。

○**山野目県土整備部道路建設課整備担当課長** はい、分かりました。今後、工夫させていただきます。

○**武藤由子専門委員長** ほかにございますでしょうか。

便益の一番下の参考として地域補正係数による修正便益を考慮したB/Cを算出しているとあるのですけれども、修正の費用便益というのがどういう場合に参考値として表示することになっていますか。

○**山野目県土整備部道路建設課整備担当課長** 岩手県独自の考え方で、沿岸と内陸の所得格差などの地域の水準格差を是正するために、各地区ごとの補正係数を乗じて分析しております。地域係数は数年ごとに見直ししており、県北や沿岸が高い傾向となっております。道路建設課事業で記載しているものになります。

○**武藤由子専門委員長** そうすると、どんな場合でも一応記載すると、影響があるところは記載するというのでしょうか。

○**山野目県土整備部道路建設課整備担当課長** はい、そうです。

○**武藤由子専門委員長** ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

「なし」の声

○武藤由子専門委員長 そうしたら、2点目にいきたいと思います。主要地方道盛岡環状線の滝向について御質問ございますでしょうか。

○谷本真佑委員 3点ほど教えていただきたいのですが、まず70ページの費用便益分析の表のところで、一番下にある将来交通量が事業着手時と再評価時でどちらもおおむね1万3,100台前後と、交通量は大きく変わっていないのかなと思うのですが、便益を見ますと走行経費減少便益だけが2倍に増えていて、これはなぜ交通量があまり変わらなくて、走行経費減少便益がこんなに差が出るのかというのを教えていただきたいというのがまず1点目になります。

あと2点目、事前に質問すればよかったのですが、69ページの事業に関する評価指標の推移のところの必要性の欄の事故率なのですが、当該区間は39.5件パー億台キロということなのですが、この値というのが岩手県の平均で見たときにこれが高いのか低いのかというところで、もし可能であれば、死傷事故率というのは単路部と交差点部で分けて出てきて、一般的な傾向として交差点部のところで事故率が高くなる傾向にあるのですが、できれば単路部で岩手県平均と比べてどうなのかというところをちょっと教えていただければと思います。

あと、3点目なのですが、この事業は当初片側歩道だったものが両側歩道に変わったということで、その理由として事故が起こったということと、あと地域住民から要望があったというふうな御説明がありましたけれども、似たようなことで当初片側歩道だったものが両側歩道に変わったという事業例があれば教えていただければと思います。

○山野目県土整備部道路建設課整備担当課長 1点目について、「時間短縮便益」や「走行

経費減少便益」について、ご指摘のとおり 交通量は増えていない一方、今回の費用便益分析の原単位が大きくなっているため増加しております。

2点目の事故率について、県内平均との比較で多いかどうかこの場でお伝えすることは困難でございます。費用便益分析で加点していることから、ある程度事故が発生していることを踏まえて道路整備の緊急性があると考えております。

3点目について、片側歩道から両側歩道に工法変更した事例についてですが、私の記憶では、ないと思います。本事業は令和2年度に事業化していますが、平成16年から令和元年までに16件の人身事故が発生しています。県としては事業効果の早期発現を念頭に、埋蔵文化財包蔵地などを回避するためにまず片側歩道で整備を進めることとしておりましたが、事業化後にも事故が多発し、死亡事故も発生してございます。このようなことを踏まえて両側歩道の整備の必要性が増し、今回見直しを行ったところです。

○谷本真佑委員 分かりました。ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかにいかがでしょうか。

松林さん。

○松林由里子委員 今御説明のあった両側歩道への変更なのですが、両側歩道になると道路全体の幅というのも変更になったのでしょうか。

○山野目県土整備部道路建設課整備担当課長 両側歩道にしたことによりまして、幅員も広がっております。前回が片側歩道で全幅員が 12.5 メートル、今回の見直しで両側歩道で全幅員が 14.5 メートルとなっています。

○松林由里子委員 ありがとうございます。

片側でも両側でも歩道の幅は変わらないですね、純粹に増えるだけなのですね。

○山野目県土整備部道路建設課整備担当課長 そういうことになります。

○松林由里子委員 ありがとうございます。

すみません、もう一件伺いたいのですが、70 ページの(3)、自然環境等の状況及び環境配慮事項のイの環境配慮事項の②、対応状況、一部区間において調査ができなかったためという項目があります。場所的にあまり貴重な動植物が出るような感じではないという勝手な判断で、市街地なのであまり心配することもないのではないかという気もするのですが、対応状況はいかがのでしょうか。

○山野目県土整備部道路建設課整備担当課長 お手元の資料の 72 ページを御覧になっていただきたいのですが、右上のほうの拡大図ですが、この拡大図の中にちょうど②がございます。その②から道路を挟んで山手側に神社マークがございます。ここが埋蔵文化財包蔵地で、ここはまだ立ち入ることができていないということで、いずれこちらのほうの調査が必要になってくると思っております。

○松林由里子委員 それほど重要なものがあったのですね。

○山野目県土整備部道路建設課整備担当課長 はい、そういうことでございます。

○松林由里子委員 これは何か出てきてしまったら、また調整が必要ですよ。

○山野目県土整備部道路建設課整備担当課長 ここに関しては、事前に生涯学習文化財課、県の埋蔵文化財の担当のほうとも内々に打ち合わせしておりまして、今回の計画に伴う拡幅で、こちらの埋蔵文化財包蔵地の中のほうに影響するということはお話した上で、ある程度工法については事前協議しております。

○武藤由子専門委員長 はい。

○石川奈緒副専門委員長 片側から両側にしたという話なのですけれども、先ほど御説明にあったのですが、事故が非常に多いので、早くその整備を進めるために最初片側で計画をしていたというのは非常によく分かりました。それを今両側歩道にするということなのですけれども、私のほうでよく理解できないのが、今事業化はしましたけれども、供用を始めていないので、整備効果の発現はないと書いてあるのですよね。整備効果の発現がない状態でまた事故が起きてしまった、それは発現していないからそうかもしれませんけれども、発現する前に事故がまたあったということで、両側にするというところの話の流れがいまいちしっくりこないですね。もしも片側のままでいくのであれば、事業の期間はどのぐらいになるのですか。今両側にするから令和11年になっていますけれども、片側のまま進んだ場合はいつ発現するのでしょうか、この効果が。工事がいつ終わるかということなのですけれども。

○山野目県土整備部道路建設課整備担当課長 片側歩道の計画で事業が始まっておりますので、当初の全体計画期間の令和9年度になります。

○石川奈緒副専門委員長 なので、一番最初にお話しされたように早く整備をして、事故を減らすということであれば、取りあえずは片側で当初の計画どおり始めて令和9年に発現したほうが工事は早く済むので、事故の確率は減るといいますか、安全な道路に早く使えるようになるのかなと思ってお伺いしていたのですけれども、今はまだ何も効果が発現していない状態で両側にしようという変更したというところをもう少し、これまでそういったことがなかったと記憶されているようですので、なぜここでそういう計画方向に踏み切ったかというところをもう少し具体的に教えていただけますか。

○山野目県土整備部道路建設課整備担当課長 御説明いたします。今回死亡事故が発生したのは、この県道を横断するときに発生しております。横断するということは、この県道を挟んで西側方面の住家の方々がこの県道を利用して北に、南に移動していると考えております。この計画区間の中の横断歩道の箇所はたしか2か所だったと思います。いずれ西側から県道にきた人を西側の歩道に集約して、2箇所の横断歩道で横断してもらうことを考えて両側歩道としております。拡大図を見ていただくと分かりますが、西側の方から県道に向かって何か所も横に市道が入ってきております。こういったところから一般の歩行者及び自転車が県道を横断しているところを踏まえ、横断歩道のほうに誘導するためにも西側の方に新たな歩道を整備したいというふうに考えております。

○石川奈緒副専門委員長 これは、横断歩道を増やすとかそういうことでは対処できないということなのですか。

○山野目県土整備部道路建設課整備担当課長 そう考えております。

○武藤由子専門委員長 片側だけではこの道路は解決しないという事例が発生してしま

ったということですね。

○**山野目県土整備部道路建設課整備担当課長** そのように考えております。

○**武藤由子専門委員長** 片側に歩道がないので、結局歩けないですね。そこを歩けるようにしないと、片側だけ歩けるようにしていても事故は減らないだろうという御判断。多分これ詳細審議になるのではないかなど。まだ決まっていませんけれども、可能性が高いので、この事業が詳細審議となりましたら次回ご説明いただくことにしたいと思えます。

○**石川奈緒副専門委員長** それでは、そのようにすることでよろしいです。

○**武藤由子専門委員長** それでは、時間も押していますので、道路のほうは以上とさせていただきます。ありがとうございます。

- ・ 広域河川改修事業 一級河川北上川（下流） 川崎ほか（盛岡市）
- ・ 治水施設整備事業 一級河川北上川水系人首川 次丸（奥州市）

○**武藤由子専門委員長** それでは、続きまして河川事業2件の評価結果の御説明をお願いします。

〔資料No.4に基づき説明〕

○**武藤由子専門委員長** ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入ります。

まず、広域河川改修事業の川崎ほかについていかがでしょうか。

はい、お願いします。

○**松林由里子委員** まず、1つ目が75ページ、自然環境等の状況及び環境配慮事項のイの①、主な助言内容の施工区域内に確認された希少野生植物について移植という助言があったということなのですが、施工区域内が河川敷といいますか、高水敷の場合、その環境で、また高水敷に移植になるのかなど想像してこれを拝見しておりました。移植には環境がかなり限られてくるのかなど思うのですが、その辺りは無事に移植ができそうな状況かというのを伺います。

○**柴田県土整備部河川課河川海岸担当課長** 今回の希少種については、令和3年度に工事の影響を受けない事業区間に移植しておりまして、まだ工事継続しておりますので、継続して現場に行った際などに状況確認などもしながら、今のところきちっと確認しているところでございます。

○**松林由里子委員** まだ生えているのですか。

○**柴田県土整備部河川課河川海岸担当課長** はい。

○**松林由里子委員** 74 ページ、事業に関する評価指標の推移のところ、防護人口が半分以下に減っているという状況なのですが、盛岡市ではもちろんこの場所の対策を急いでほしいというコメントもどこかにあったと思うのですが、これだけ人が減っているところで十分な効果が期待できるのかなとも思いましたので、その辺り教えていただけますでしょうか。

○**柴田県土整備部河川課河川海岸担当課長** 防護人口自体は国勢調査による自然減と考えられますけれども、今回の箇所については現況流下能力が足りなくて水害被害が発生しているところでありまして、守るべき人家や田んぼなどの資産については変更なくそのまま現地にあるものでございますから、そのまま事業については継続が必要かなと考えているところでございます。

○**武藤由子専門委員長** ほかにございますでしょうか。

○**谷本真佑委員** 同じく事業に関する評価指標の推移の輸送施設のところなのですが、この備考欄に国道4号という記載がありますが、これは国道4号が想定氾濫区域を通過しているからという理解でよろしいでしょうか。

○**柴田県土整備部河川課河川海岸担当課長** そのとおりでございます。

○**谷本真佑委員** そうしますと、大変申し訳ないのですが、I G Rいわて銀河鉄道もこの氾濫区域を通過しているのかなと思うのですが、こちらは氾濫しても鉄道が盛土か何かで高いところを走っているからここに書かなかったというようなことでしょうか。

○**柴田県土整備部河川課河川海岸担当課長** この評価指標自体がありかなしかで5点か零点かというところもあるので、そういった面で国道4号だけ今回記載させてもらったのですが、浸水エリアであればその辺も次から記載したほうがいいと思いますので、今後は留意したい。

○**谷本真佑委員** 鉄道貨物の大動脈ですので、ぜひ書いていただければと思います。
以上です。

○**武藤由子専門委員長** ほかに何かございますでしょうか。

「なし」の声

○**武藤由子専門委員長** それでは、次にいきたいと思います。2つ目の人首川の次丸についていかがでしょうか。
お願いします。

○**松林由里子委員** 今回の対策によって、おおむね5年に1度の確率による降雨で発生すると考えられる洪水被害の軽減を図ることなのですが、施工の理由といたしますか、状況に挙げられている洪水被害、平成14年、平成29年の被害はこの5年に1度に収まっているのでしょうか。今回の対策によって平成14年、平成29年と同様の被害を防ぐことができるのでしょうか。

○**柴田県土整備部河川課河川海岸担当課長** 今回の確率規模は5年に1回程度というお話をさせてもらいましたが、平成14年の台風6号の大雨が既往最大洪水となっております、こちらの確率が5年に1回程度の雨だったということで14年の雨にも対応する形になります。

○**松林由里子委員** 平成29年も。

○**柴田県土整備部河川課河川海岸担当課長** 平成29年は平成14年よりも下回っているところです。

○**武藤由子専門委員長** はい。

○**石川奈緒副専門委員長** 79ページの評価指標の推移のところでは防護人口が事業着手時には3が今回評価時ゼロになっているのは、治水経済調査マニュアルの値が変わったからということでしょうか。

○**柴田県土整備部河川課河川海岸担当課長** 失礼しました。この部分に関して、マニュアルに変更はございません。防護人口について、平成21年の時点では、防護人口は14人であり、10人を超えていたが、表の記載が「10人未満」となっており、「10人以上」の誤りでした。失礼しました。訂正いたします。

○**石川奈緒副専門委員長** 10人以上なのですね。

○**柴田県土整備部河川課河川海岸担当課長** はい。

○**石川奈緒副専門委員長** 分かりました。

○**柴田県土整備部河川課河川海岸担当課長** 人口は、前回評価時と比べて今回評価時が2人となっており、10人を下回ることによって零点となっております。

○**石川奈緒副専門委員長** 10人以上で3点ということですね。

○**柴田県土整備部河川課河川海岸担当課長** はい。

○石川奈緒副専門委員長 分かりました。

あともう一つ、80 ページの費用便益分析のほうで被害軽減の便益が非常に大きくなっているのはマニュアルの改訂の結果だということなのですが、具体的にどういうところが改訂されてこれほど大きな値になったのかというのを教えていただきたいと思います。

○柴田県土整備部河川課河川海岸担当課長 マニュアルの改訂前には、農地、農業施設を道路や橋梁などと同じような率を掛けて算出していましたが、改訂後においては、農地、農業施設の被害額を公共土木施設被害額とは別に算出することとなりました。

現マニュアルでは、農地、農業施設平米あたり 1,539 円の被害額を見込んで算出することになっており、本事業において農地、農業施設の割合が非常に大きいこともあり、大きな値となっております。今まで低く算定されすぎていたものが適切に反映されるようになったと考えております。

○石川奈緒副専門委員長 主に農地のところということですね。

○柴田県土整備部河川課河川海岸担当課長 はい。

○石川奈緒副専門委員長 分かりました。ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかにいかがでしょうか。

○松林由里子委員 80 ページの自然環境等の状況及びのところでの②、対応状況の環境等への配慮に要する経費のその下で箇条書の 2 番目、蛇行区間の河畔林を現況保全というところですが、河畔林というのは、洪水時に水が流れるところに生えているものかなと思っているのですが、河川内に木をわざと残すような、河川整備ではやりたくないと思われることが多いかと思うのですが、そのような環境整備をされているということによろしいですか。

○柴田県土整備部河川課河川海岸担当課長 あくまでも流下断面には影響のない範囲内で残せるところは残そうという思想でやっていますので、洪水に影響があるような河畔林については残せないと思っています。

○松林由里子委員 それは堤防の外ではないということですか。河川内だけれども、高さがあるので、降水時に影響がないと。

○柴田県土整備部河川課河川海岸担当課長 断面に余裕のある河積分があると思うのですけれども、その部分のエリア内でということですか。

○松林由里子委員 そうすると、河畔林ではあっても根本に水は来ないのですか。

○柴田県土整備部河川課河川海岸担当課長 流下能力で考慮している断面の部分以外の部分の河畔林ですので、超過の洪水が来れば来る可能性はありますが、計画で見込んでいる流量についてはそこまでは来ないということでもあります。

○松林由里子委員 ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかにございますでしょうか。

「なし」の声

○武藤由子専門委員長 それでは、次に参りたいと思います。

・総合流域防災事業（地すべり） 一級河川北上川水系 八幡平（八幡平市）

○武藤由子専門委員長 最後に、総合流域防災事業ですね、八幡平の説明をお願いします。

【資料No. 4 に基づき説明】

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

御質問でございますでしょうか。

お願いします。

○清水真弘委員 この資料の見方で、この事業の区域の範囲というのは、87 ページの丸で囲っている部分でしょうか。この中で、一部ブロックで地すべり等が新たに確認されたということでしょうか。

○阿部県土整備部砂防災課砂防災担当課長 事業箇所としましては、この 87 ページの丸で囲んだところなのですが、その次の 88 ページのほうに計画平面図というのがございまして、こちらで少し詳細なブロック分けも記載してございます。今回追加で対策工を施工するのは、この図の中のKブロックとLブロック、ほぼ中心付近になるわけなのですが、こちらのほうのブロックでの追加を行いながら全体としての地すべり対策を図っているというふうな考え方でございます。

○清水真弘委員 アスピーテラインはここ以外でも距離があって、いろんな状況の箇所があると思うのですが、同じような事業はほかの場所でもあるのでしょうか。

○阿部県土整備部砂防災課砂防災担当課長 こちらのみにです。アスピーテラインの中でこういった地すべりが発生しているのは、この箇所のみということになります。

○清水真弘委員 ほかの箇所では今のところ対策が必要な状況はないと。

○阿部県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長 そうですね、日常的なパトロールですか、そういったものの中で道路の変状などは見られていないので、安全は確保されているというふうに考えております。

○清水真弘委員 ありがとうございます。

○谷本真佑委員 地すべり対策で非常に重要な事業だと思うのですが、この事業は当初平成 22 年から始まって現在に至るという事業かと思うのですが、この事業は基本的に地すべりが続く限りこの事業はずっと続くというような理解でよろしいでしょうか。

○阿部県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長 可能性としては、継続的な計測をしまして、そういったところの動向を見ていく必要はあるかと思えます。ただ、現時点で発生している地すべりに対する対策としては、今回の追加施工を行って、その後若干の観測の継続は必要かと思えますけれども、今のところのもくろみとしましては十分な対策が図れるめどはついているというふうに考えてございます。

○谷本真佑委員 では、この対策が終われば、この事業としては一回区切りを迎えるというようなことで。

○阿部県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長 それを目標に進めている状況でございます。ただ、おっしゃるとおり岩手山全体としての活動とか、あるいは今後の地震等々によって、また地下水位が変動するということもあり得ないですので、その辺の状況は注視する必要はございますけれども、今の現状からこの追加でもって一旦は完了を図ることができるというふうに判断しているものでございます。

○谷本真佑委員 承知しました。ありがとうございます。

○武藤由子専門委員長 ほかにございますか。
はい。

○石川奈緒副専門委員長 自然環境の状況の 85 ページのところなのですが、ここは自然環境保全指針の保全区分が「A」になっていて、委員会のほうに付議をしていますけれども、特に助言がなかったということなのですが、どういったことでここが保全区分 a になっているか御存じですか。なぜ何もコメントがなかったのかといいますか、そこが知りたいのですけれども。

○阿部県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長 県の自然環境保全指針に従い、1 キロ四方のメッシュに区切り、その区域の自然区分が「A」から「E」と判定され、委員会への付議において、この判定された自然区分が報告されることとなっています。1 キロ四方のメッシュであり、実際の事業対象区域には希少種が確認されないことがあり、今回は希少

種が確認されなかったことから、委員会での助言、意見等は特になかったものと考えております。

○**石川奈緒副専門委員長** 保全区分「A」になっているということは、何かしらの希少種があるということが確認されたから「A」になっているのだと思うのです。それを工事前に実際に調査するというようなことはされないのですか。

○**阿部県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長** 委員会活動の一環として、委員が現地を調査することがあり、そこで希少種が確認された場合、移植をしましょう、であるとかの助言をいただくこととなります。本事業において、平成 23 年度に委員による委員会の現地調査が行われており、特に希少種は確認されなかったという状況でございます。

○**石川奈緒副専門委員長** 分かりました。そういう調査がされてというか、委員会の方がしっかり確認をして、なかったということがあったのであれば、それを記載していただいたほうが、何もしないで事業をしているというよりは、しっかりされていることは明記したほうがいいのかと思います。これはコメントです。

○**阿部県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長** はい、ありがとうございます。

○**武藤由子専門委員長** ほかにございますでしょうか。
お願いします。

○**松林由里子委員** 85 ページの費用便益分析を御説明いただいた際に、交通量が増加しているということ便益の変化の説明をいただいたと思うのですが、事業着手時に比べて交通量が増加しているということでしょうか。

○**阿部県土整備部砂防災害課砂防災害担当課長** 交通量について、事業着手時、令和元年の再評価時、今回の再々評価時の3つの時点で確認しているものです。平成 22 年度事業着手時、基準年が平成 21 年度で1日あたり 979 台、平成元年が一度減少して 372 台、今回令和 6 年度が 1,040 台となっています。これらの交通量の算出根拠は交通センサスでございます。

○**松林由里子委員** ありがとうございます。

○**武藤由子専門委員長** ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

「なし」の声

○**武藤由子専門委員長** それでは、以上をもちまして全ての件について、質疑応答は終わりました。

それでは、これまでの説明を受けて、会議の冒頭に事務局から示されました詳細審議案件の基準のほかに何か抽出の基準となるようなものがあれば御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

「なし」の声

○武藤由子専門委員長 ないですかね。

それでは、これまでの議論を踏まえまして、詳細審議事項を抽出してまいりたいと思います。同一事業ごと決めていきたいと思いますので、まず農業農村整備事業のほうからいきますが、5件のうち選定基準どおり、最初に御説明があったものですが、これで行きますと、2番目ですね、岩手山麓地区になりますけれども、詳細審議地区とするか、あるいはほかに理由があって、あるいは今回は不要であるとするか、ほかに詳細審議地区とすべき地区があるかということをお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

農業農村整備事業の中では、工事の変更ということでは3番目と石積みをコンクリートにしたということが一番大きな工事変更になっておりまして、そちらどうかなと思っていたのですが、同意率が下がった理由も明確な理由がありましたし、私としては大丈夫そうかなと思っておりまして、岩手山麓の御質問も結構出ておりましたので、予定どおりこちらを詳細審議地区にしてはいかがかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。御意見ございませんか。よろしいですか。

「はい」の声

○武藤由子専門委員長 では、農業農村整備事業からの詳細審議地区は2番目の岩手山麓地区とさせていただきますと思います。

2番目の林道整備事業についてですが、5件のうち、選定基準どおりとしますと鷹ノ巣・鰻沢線が詳細審議地区となりますけれども、いかがですか。事業費が非常に大きいということで、基準ではこれが選定されております。それで、この再評価調書によりますと、前回の評価時から計画変更が全くないということですので、選択肢としては2番目ですね、進捗率が一番低い牛伏高德線というのも選択肢としてなるのかなとは思いますが、いかがですか。変更がなくても鷹ノ巣・鰻沢線もまだこれからですね、かなり事業が残っておりますし、先ほど質問に対する宿題も残っているところではあるのですが、まだ進捗率が27.2%ということで、工事がまだ8年残っておりますので、予定どおり進むのかなというところをまず確認してみたいということもあり、このまま鷹ノ巣・鰻沢線を詳細審議事項にしてもいいのかなと思っておりますが、皆様御意見いかがでしょうか。

○松林由里子委員 鷹ノ巣・鰻沢線では、先ほど便益で宿題がありました。

○武藤由子専門委員長 費用便益分析だけならば、ここだけ個別に後ほど御対応いただくということもございます。

○石川奈緒副専門委員長 先ほどの宿題以外のところでは特に変更がないのですよね。詳細に審議することがそこまであるかなという気はするのですけれども。

○武藤由子専門委員長 あと、今2番目候補になっていて、進捗率が一番低い14.6%の牛伏高德線のほうもまだ10年残っているのです、そちらのほうを詳しく御説明いただけますか。こちらでも議論の中ではそんなに課題は出ていなかったかと思えます。今日御欠席されていますけれども、御専門の伊藤先生にちょっと御意見伺ったのですけれども、全体にそんなに気になるところは伊藤先生はないかなとおっしゃっていました。鷹ノ巣・鰻沢線は特に事業費が大きいので、もし問題がありそうだったら詳細審議としてもいいかなとはおっしゃっていました。

これは、林道からは詳細審議はゼロということでもよろしいですよ。

○菊池政策企画部政策企画課評価課長 はい、それは構いません。

○石川奈緒副専門委員長 次の詳細審議のところで解決というか、そこで論点が整理されてしまえば、それ以降詳細審議する必要がないというのも前はあったような気がするのですよね。そこでもう審議を終えてしまって、第4回のところでは特に詳細審議は行わないということもあったので、今候補に挙がっている鷹ノ巣のほうを挙げておいて、宿題を解決して、それで終了でもいいのかなと。

○武藤由子専門委員長 では、そのようにさせていただいてもよろしいでしょうか。

「はい」の声

○武藤由子専門委員長 それでは、林道からは10番目ですね、鷹ノ巣・鰻沢線のほうを詳細審議事項の対象とさせていただきたいと思えます。

3番目の道路事業についてです。2件のうち、選定基準どおりですと滝向のほうになっておまして、これは先ほどたくさん御質問も出ていましたけれども、歩道を両側にするという大きな計画変更ですので、こちらはこれで皆さんしていただいてよろしいですか。

「はい」の声

○武藤由子専門委員長 それでは、道路事業のほうからは滝向にしたいと思えます。

では、河川事業のほうですが、選定基準どおりですと川崎ほかになりますけれども、こちらはいかがでしょう。

河川事業は2件とも、特にどうですか。どうですかね、河川事業、特に質問がたくさんあったという印象はないのですけれども、何か詳細審議するようなこと、最後のほうは質問を控えられたとかということがなければ。

○石川奈緒副専門委員長 川崎ほかのほうというのは、別に延長しているわけでもなく、

なんですよね。令和 25 年当初計画で。

○武藤由子専門委員長 そうなのですよ。

○石川奈緒副専門委員長 特に何か変更されているわけでも、遅延の理由とかも書いていないです、遅延していないので、あまり詳細審議をすることが……

○武藤由子専門委員長 なさそうですね。

○石川奈緒副専門委員長 なさそうなのですよ。

○武藤由子専門委員長 次丸のほう。

○清水真弘委員 これも予算の関係があるのですよね。

○武藤由子専門委員長 はい、そうですね。

○石川奈緒副専門委員長 そうですよ。

○武藤由子専門委員長 ですので、内容的には特に問題があったということではないですね。

○石川奈緒副専門委員長 そうですよ。

○武藤由子専門委員長 どうでしょうか、河川のほうは。

松林先生どうですか、専門ですので、私は詳細審議なくてもいいかなと思っていますけれども。大丈夫でしょうか。

○松林由里子委員 特に気づいた点はないです。

○武藤由子専門委員長 事業費もですね、候補に挙がっているのは1桁大きいので。河川からはなしということでもよろしいでしょうか。

○松林由里子委員 無事に進めていただいているとの認識でよいのですよね。

○武藤由子専門委員長 では、そのようにさせていただきたいと思います。河川からは詳細審議はなしということで、最後は砂防ですね、砂防は1件ですから、地すべりの八幡平が候補に挙がっておりますが、いかがでしょうか。

○松林由里子委員 工法の変更が問題がないとか、そういうことを審議することになる

のでしょうか。

○武藤由子専門委員長 そうですね、先ほどの御説明ですと現状のことで落ち着くだろうということでしたけれども、個人的な興味になってしまうのですけれども、かなり複雑な状況で、もう少し詳しく状況を知りたいなというような思いがありますので、こちらは詳細審議対象とさせていただきたいのですが、よろしいですか。

「はい」の声

○武藤由子専門委員長 ありがとうございます。

それでは以上ですので、整理させていただきますと、河川がなくなりましたので、全部で4件ですね。4地区の事業を詳細審議対象として抽出することにさせていただきたいと思えます。この4地区を詳細審議対象として、次回以降審議を進めていきます。今回は、詳細審議案件について御説明をいただきまして、審議した上で、現地調査して決めたいと思えますので、よろしくお願ひします。

(3) その他

○武藤由子専門委員長 議事(3)、その他についてですけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○兼平政策企画部政策企画課主任主査 特にございません。

○武藤由子専門委員長 それでは、本日はこれで議事を終了させていただきます。進行を事務局にお返しします。

○菊池政策企画部政策企画課評価課長 大変長い時間御審議いただき、ありがとうございました。

4 閉会

○菊池政策企画部政策企画課評価課長 次回の専門委員会は7月17日水曜日、9時30分からエスポワールいわてで行う予定となっております。

本日の資料につきましては、このまま置いていただきましたらば次回同じ状態でお渡しをいたしますし、持ち帰りになられる場合は次回の委員会時に御持参いただければと存じます。

以上をもちまして本日の専門委員会を終了いたします。大変ありがとうございました。